

労災医療と労災保険制度 の概要について

令和8年度



1 労働者災害補償保険制度の概要



労働者災害補償保険とは

3

労働基準法

第75条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

○「使用者」は、「労働者」の業務上の負傷、疾病等に対し、災害補償責任がある。



治療費等が高額になることも

○「労働者」が確実に補償を受けられるように、「使用者」の災害補償責任を担保する制度。

労働者災害補償保険法

第1条 労働者災害補償保険は、業務上の事由、（中略）又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、（中略）又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

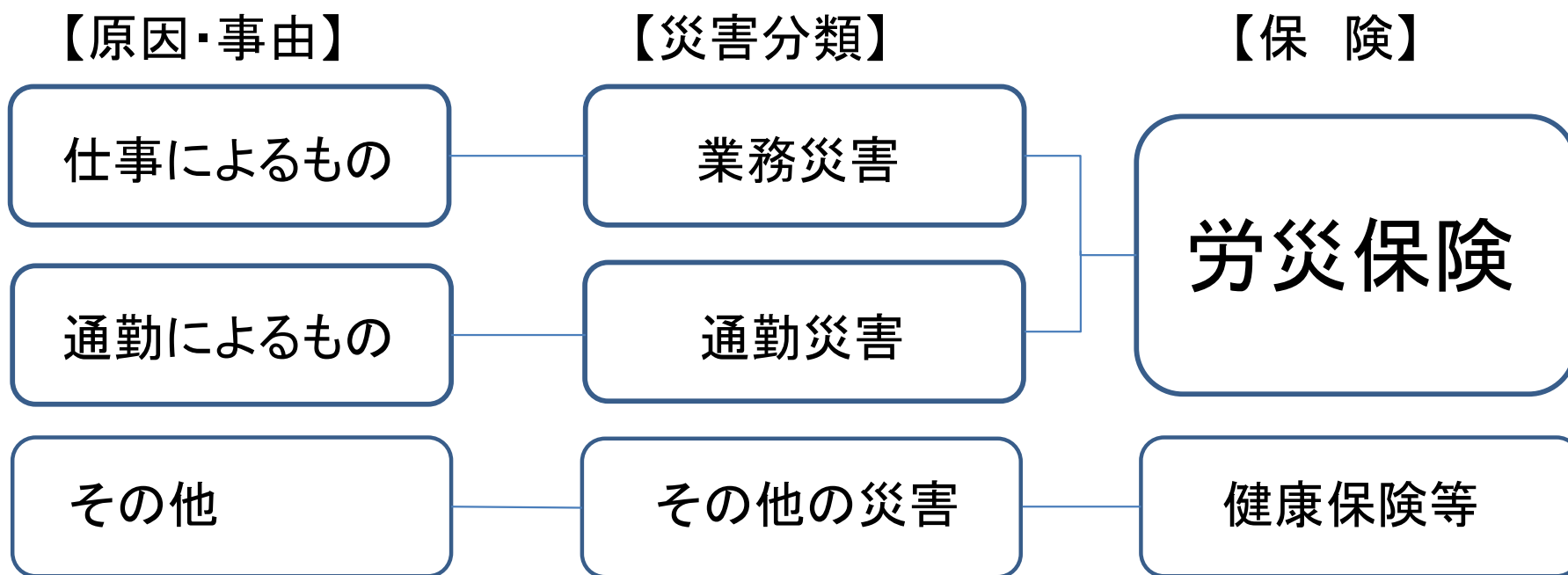


業務災害と通勤災害

4

労働者災害補償保険法（再掲）

第1条 労働者災害補償保険法は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して・・・必要な保険給付を行い、・・・



※業務災害、通勤災害以外が原因の場合（私傷病）、労災保険から給付できない。



業務災害とは

5

- 業務との間に相当因果関係が認められる災害で、要するに「業務遂行性」(※1)と「業務起因性」(※2)の2つの要件を具備し、災害が発生したもの。

(※1)業務遂行性とは

労働者が労働契約に従って事業主の支配下にある状態をいい、労働者が会社、事務所等で仕事をしている時や出張先で仕事をしたり、その場所への往復行為。

(※2)業務起因性とは

従事する業務に通常伴う危険が具体化したものなど、負傷又は疾病と業務との間に相当な因果関係がある場合。



通勤災害とは

6

- 通勤災害とは、通勤によって労働者が被った傷病等をいう。
この場合の「通勤」とは、就業に関し（※1）、㊦住居（※2）と就業の場所（※3）との間の往復、㊩就業の場所から他の就業場所への移動、㊫単身赴任先住居と帰省先住居との間の移動を、合理的な経路および方法（※4）で行うことをいい、業務の性質を有するもの（※5）を除くとされている。
- 移動の経路を逸脱し、または中断した場合（※6）には、逸脱または中断の間およびその後の移動は「通勤」とはならない。
- ただし、例外的に認められた行為で、逸脱または中断した場合（※7）には合理的な経路に復した後の移動は「通勤」となる。

◎通勤災害と認められるためには、その前提として、㊦から㊫までの移動が労災保険法における通勤の要件を満たしていることが必要となる。



労災保険法における通勤の要件（※１）～（※４） 7

（※１）「就業に関し」とは

通勤はその移動が業務と密接な関係をもって行われなければならない。

したがって、㊦または㊩の移動の場合は、被災当日に就業することとなっていたこと、または、現実には就業していたことが必要。㊨の移動の場合、原則として、就業日とその前日または、翌日までに行われるものについて、通勤と認められる。

（※２）「住居」とは

労働者が居住している家屋などの場所で、本人の就業のための拠点となる所。

（※３）「就業の場所」とは

業務を開始し、または終了する場所。

（※４）「合理的な経路および方法」とは

移動を行う場合に、一般に労働者が用いると認められる経路および方法。

合理的な経路については、通勤のために通常利用する経路が複数ある場合それらの経路はいずれも合理的な経路となる。



労災保険法における通勤の要件（※５）～（※７） 8

（※５）「業務の性質を有するもの」とは

（※１）～（※４）までの要件を満たす移動であっても、その行為が「業務の性質を有するもの」である場合には、通勤とならない。

（※６）「往復の経路を逸脱し、または中断した場合」とは

「逸脱」とは、通勤の途中で就業や通勤と関係ない目的で合理的な経路をそれること。

「中断」とは、通勤の経路上で通勤と関係のない行為を行うこと。

（※７）「例外的に認められた行為で逸脱または中断した場合」とは

日常生活上必要な行為であって、厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合には、逸脱または中断の間を除き、合理的経路に復した後は、再び通勤となる。



厚生労働省令で定める「逸脱」「中断」の 例外となる行為

9

- ① 日用品の購入その他これに準ずる行為
- ② 職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練（職業能力開発大学校において行われるものを含む。）、学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育訓練であって、職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- ③ 選挙権の行為その他これに準ずる行為
- ④ 病院または診療所において診察または治療を受けること、その他これに準ずる行為
- ⑤ 要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母および兄弟姉妹の介護
（継続的にまたは反復して行われるものに限る）



労災保険給付の手続き

10

給付の種類	請求書の様式	提出先
療養（補償）等給付	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書（５号） 療養給付たる療養の給付請求書（１６号の３）	病院や薬局等を経て 所轄労働基準監督署長
	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書（７号） 療養給付たる療養の費用請求書（１６号の５）	所轄労働基準監督署長
休業（補償）等給付	休業補償給付・複数事業労働者休業給付支給請求書（８号） 休業給付支給請求書（１６号の６）	
障害（補償）等給付	障害補償給付・複数事業労働者障害給付支給請求書（１０号） 障害給付支給請求書（１６号の７）	
遺族（補償）等給付	遺族補償年金・複数事業労働者遺族年金支給請求書（１２号） 遺族年金支給請求書（１６号の８）	
	遺族補償一時金・複数事業労働者遺族一時金支給請求書（１５号） 遺族一時金支給請求書（１６号の９）	
葬祭料等（葬祭給付）	葬祭料又は複数事業労働者葬祭給付請求書（１６号） 葬祭給付請求書（１６号の１０）	
介護（補償）等給付	介護補償給付・複数事業労働者介護給付・介護給付支給請求書（１６号の２の２）	
二次健康診断等給付	二次健康診断等給付請求書（１６号の１０の２）	病院または診療所を経て 所轄労働局長



療養（補償）給付（※１）とは

11

- 業務又は通勤が原因で負傷したり、病気にかかって療養を必要とする労働者が受けられる治療や薬剤等の給付。
- 基本的には、労災病院又は労災保険指定医療機関において、被災労働者の自己負担なく給付（※２）が行われる。（療養の給付：現物給付）
- 被災労働者は、負傷や病気が治ゆ（※３）するまで療養の給付を受けられる。

（※１）業務災害の場合 → 療養補償給付
通勤災害の場合 → 療養給付

} あわせて、療養（補償）給付と表記。

（※２）療養（補償）給付には、「療養の給付」と「療養の費用の支給」がある。
被災労働者が近くに指定医療機関等がないなどの理由で非労災指定医療機関にかかった場合、療養等に要した費用を給付することになる。（療養の費用の支給：現金給付）

（※３）「治ゆ」について

労災保険における「治ゆ」とは、身体の諸器官・組織が健康時の状態に完全に回復した状態のみをいうのではなく、傷病の状態が安定し、医学上一般に認められた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなった状態（「症状固定」の状態）のこと。



傷病（補償）年金（※1）とは

12

○業務又は通勤が原因となった負傷や疾病の療養開始後1年6か月を経過した日または、その日以後、次の要件に該当する時に支給。

（1）その負傷または疾病が治癒していない。（※2）

（2）その負傷または疾病による障害の程度が傷病等級表の傷病等級（※3）に該当。

（※1）業務災害の場合 → 傷病補償年金
通勤災害の場合 → 傷病年金

（※2）治癒していないことから、当該被災労働者は引き続き、療養（補償）給付を受けられる。

（※3）傷病等級は、第1～3級まであり、所轄の労働基準監督署長の職権で決定する。

○ 傷病（補償）年金（長期給付）の対象者 / 対象者ではない者（短期給付）のそれぞれに異なるレセプトの様式がある。

・入院用 レセプト（診機様式第4号）、入院外用レセプト（診機様式第5号）で、左上に（傷）との表示あり。



記入例

療養の給付請求書記入例

[illegible]

この用紙には災害の発生した事業場または主に負荷があったと考える事業場について記載してください。

通勤災害の場合は様式第16号の3

事故の発生日時または発病の日時を午前・午後を含め正確に記入してください。

災害発生の事実を確認した方の職名、氏名を記入してください。該当者がいない場合は、災害発生の報告を受けた事業場の方の職名、氏名を記入してください。

職種はなるべく具体的に
作業内容がわかるように
記入してください。

(あ)どのような場所で、
(い)どのような作業をして
いるときに、(う)どの
ような物または環境に、
(え)どのような不安全また
は有害な状態があつて
(お)どのような災害が発
生したかをわかりやすく
記入してください。負傷
又は発病年月日と初診日
が異なる場合はその理由
も記入してください。

事業主の証明が必要です。支店長等が事業主の代理人として選任されている場合、当該支店長等の証明を受けてください。

ただし、働いていた会社が廃止されている場合や会社が事業主証明を拒否するなど、事業主証明が得られない場合であっても労災請求はできますので、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

直接所属している事業場が
上欄の事業場と異なる（一
括適用の取扱いをしている
支店、工場、工事現場等）
場合に記入します。

直接所属している事業場
を管轄している労働基準
監督署名を記入します。

**記入もれ
に注意**

通勤災害の場合

[illegible]

通勤災害の場合に記載します。

災害時の通勤の種別について、該当する記号を記入してください。

通勤の種別により、記入項目が異なります。

災害時の通勤の種別に関する移動の通常の通勤経路、方法、所要時間と、災害発生の日に住居または就業の場所から災害発生の場所に至った経路、方法、所要時間をわかりやすく記入してください。なお、地図を貼付してそれに書き入れることや、適宜別紙に記載してあわせて提出することも可能です。

どのような場所で、どのような状態で、どのようにして災害が発生したかを、わかりやすく記入してください。負傷又は発病の年月日と初診日が異なる場合はその理由も記入してください。

災害発生の事実を確認した方の氏名を記入してください。該当者がいない場合は、災害発生の報告を受けた事業場の方の職名、氏名を記入してください。

複数の事業場で就業されている場合で、かつ特別加入している場合に記入してください。

複数の事業場で就業されている場合、「有」に○をつけ、事業場数を記入してください。

派遣労働者の方で、療養（補償）等給付のみの請求である場合には、派遣先事業主から、派遣元事業主が証明する事項の記載内容が事実と相違ないことの証明を受けてください。

記入例

※変更前の医療機関が非指定医療機関である場合など、初めて指定医療機関を受診する際は、様式第6号及び様式第16号の4ではなく、様式第5号または様式第16号の3をご提出ください。

通勤災害の場合は様式第16号の4

事故の発生日時または発病の日を正確に記入してください。

職種はなるべく具体的に、
作業内容がわかるように
記入してください。

(あ)どのような場所で、
(い)どのような作業を
しているときに、(う)ど
のような物または環境に、
(え)どのような不安全ま
たは有害な状態があつて、
(お)どのような災害が発
生したかをわかりやすく
記入してください。

事業主の証明が必要です。支店長等が事業主の代理人として選任されている場合、当該支店長等の証明を受けてください。ただし、離職後に雇われる場合には、必要ありません。

また、働いている会社が、廃止されている場合や、会社が事業主証明を拒否するなど、事業主証明が得られない場合であっても労災請求はできませんので、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

傷病補償年金または複数事業労働者傷病年金の支給を受けることとなった後に療養の給付を受けようとする指定病院等を記入してください。

療養の費用請求書記入例

[illegible]

この用紙には災害の発生した事業場または主に負荷があったと考える事業場について記載してください。

通勤災害の場合は様式第16号の5(1)

事故の発生日または発病の日を正確に記入してください。

銀行等に振込みを希望する場合は、請求人本人の口座番号を記入してください。

●ゆうちょ銀行口座（記号・番号）を指定する場合、通常記号は5桁、番号は8桁となっていますが、番号が8桁未満の場合は、頭に0を加えて8桁としてください。

(例) 番号が1234561の場合、01234561となります
記号(5桁) 番号(8桁)

「0」を加えてください。

※記号と番号の間に1桁の数字がある場合は、その1桁の数字は、記載する必要はありません。
※預金の種類は「1」としてください。

事業主の証明が必要です。支店長等が事業主の代理人として選任されている場合、当該支店長等の証明を受けてください。

ただし、第2項目以降の請求で離職後である場合には、必要ありません。

また、働いていた会社が廃止されている場合や、会社が事業主証明を拒否するなど、事業主証明が得られない場合であっても労災請求はできますので、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

最終の投薬期間も算入してください。

診療を行った医師または
歯科医師の証明を受けて
ください。

付添看護人を必要とした
場合の費用または病院等
が遠距離の場合の移送に
要した費用などを記入し
ます。この場合は、要し
た費用の請求書または領
収書などを添えなければ
なりません。

給付請求書等様式のダウンロード①

15

厚生労働省

和歌山労働局

ホーム

本文へ お問い合わせ よくあるご質問 サイトマップ

Google カスタム検索

検索

報道・広報

各種法令・制度・手続き

事例・統計情報

窓口案内

労働局について



目的や内容で探す



事業主の方
△



就労中・求
職中の方へ



新規学卒
者・既卒者
の方へ



がいこくじ
んろうどう
しゃのみな
さまへ



賃金・労働条件・
労働相談窓口



労働保険
(労災保険・雇用保険)



治療と仕事の両立支援



仕事を探す・職業訓練



ハローワーク一覧



職場のトラブル

最低賃金

1,045円/時間

▶ [最低賃金の詳細](#)

お役立ち情報

▶ [法令・様式集\(ダウンロード\)](#)

▶ [パンフレット・リーフレット](#)
上



和歌山労働局 労災補償課

給付請求書等様式のダウンロード②

16

厚生労働省

和歌山労働局

ホーム

本文へ お問い合わせ よくあるご質問 サイトマップ

Google カスタム検索

検索

報道・広報

各種法令・制度・手続き

事例・統計情報

窓口案内

労働局について

和歌山労働局 > 各種法令・制度・手続き > 法令・様式集

法令・様式集

法令

労働関係法令等をご紹介します。

▶ [詳細はこちらをご覧ください](#)

様式集(ダウンロード)

各種様式をご紹介します。

[労災保険給付関係請求書等の様式](#)

[様式集\(全国共通\)](#)

各種法令・制度・手続き

- ▶ 安全衛生関係
- ▶ 職業紹介関係
- ▶ 働き方改革
- ▶ 雇用環境・均等関係
- ▶ 雇用安定関係
- ▶ 労働者派遣事業関係／有料・無料紹介事業関係
- ▶ 職業訓練関係
- ▶ 各種助成金制度
- ▶ 個別労働紛争解決制度



和歌山労働局 労災補償課

給付請求書等様式のダウンロード③

17



▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索

Q 検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

🏠 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 労災補償 > 主要様式ダウンロードコーナー (労災保険給付関係主要様式)

雇用・労働

主要様式ダウンロードコーナー (労災保険給付関係主要様式)

- よく使われている様式
- 1. 療養（補償）等給付たる療養の給付関係（様式第5号、第16号の3など）
- 2. 療養（補償）等給付たる療養の費用の支給関係（様式第7号、第16号の5など）
- 3. 休業（補償）等給付関係（様式第8号、第16号の6など）
- 4. 障害（補償）等給付関係（様式第10号、第16号の7など）
- 5. 遺族（補償）等給付関係（様式第12号、第16号の8など）
- 6. 介護（補償）等給付関係（様式第16号の2の2など）
- 7. 年金・一時金・労災就学援助費関係（様式第19号など）
- 8. 二次健康診断等給付関係（様式第16号の10の2）
- 9. アフターケア委託費・通院費関係（実施要領様式第2号など）

政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

福祉・介護

雇用・労働

雇用

人材開発

労働基準

雇用環境・均等

非正規雇用（有期・パート・派遣労働）



和歌山労働局 労災補償課

2 労災診療費等請求における留意点



診療費請求における留意点

19

- 傷病名欄の傷病名の記入もれ
- 傷病の経過欄及び摘要欄への傷病経過等の詳細の記入を
- 初診・再診時における「時間外・深夜算定」場合の来院時間の記入を
- 「診療情報提供料」算定された場合の提供先医療機関名の記入を
- 入院患者に対して特別食を算定された場合の対象となっている病名やこれを算定した具体的な理由の記入を
- 入院患者に対して入院室料加算を算定された場合の期間と算定理由及び部屋番号の記入を
- 頻回に検査等を実施された場合の頻回に必要とした理由を傷病経過欄及び摘要欄に記入を
- 令和8年6月作成分から文書料が改訂されています
 - ・療養（補償）等給付たる療養の給付請求書 2, 200円
 - ・休業（補償）等給付請求書 2, 200円
 - ・障害の状態に関する診断書 7, 000円

□ 労働基準監督署から依頼のあった診断書については、依頼元の労働基準監督署に提出してください



治療上の副作用にかかる請求について

20

- 石綿（アスベスト）に起因する中皮腫については、治療上の副作用のために複数診療科への受診も考えられる。

中皮腫の治療に関連して発症した傷病の治療についても、労災保険給付の対象となり得ることから、業務上疾病の治療に関連しているか否かを判断のうえ、該当する保険に請求してください。

- 中皮腫に限定される取り扱いではなく、他の傷病（業務上疾病）でも同様の取扱いになる。



アフターケア制度に係る請求について

21

仕事によってケガや病気をされた被災者の方に対し、そのケガや病気が治った後も、再発や後遺障害に伴う新たな病気の発症を防ぐため、必要に応じて、診察や保健指導、検査などを行い、円滑な社会生活を営んでいただくことを目的としている。

○アフターケア制度は、傷病名によるアフターケア手帳が対象者に交付されており、保険給付とは検査の回数や措置範囲が異なる。

1. 請求方法について

- ① アフターケア委託費請求内訳書は、診察年月日毎に1枚ずつ作成する。
- ② アフターケア委託費請求書1枚に内訳書をまとめて添付する。
- ③ 請求にあたっては、新規と継続に分ける必要はなく、1か月毎のアフターケア委託費請求内訳書をまとめて請求する



アフターケア制度に係る請求について

22

2. 注意点

- ① アフターケア手帳については、毎月、患者に提示を求めて手帳番号と有効期限を必ず確認する。

※対象傷病が複数ある場合、アフターケア手帳を傷病毎に交付されている。

アフターケア委託費請求内訳書の「アフターケア手帳番号」には、対象傷病の手帳番号の記入すること。

※手帳の有効期限は、対象となる傷病名によって、1年、5年と異なっており、なかには更新できない傷病名もある。

- ② アフターケア委託費請求内訳書の「前回の検査年月日」欄の記入もれに注意。

※規定回数等の確認に必要となる。

- ③ 紙媒体のアフターケア委託費請求書や内訳書はOCR入力しますので、文字は

☐ 枠内に記入し、はみ出さないようにしてください。



アフターケア手帳の確認ポイント

23

労働者災害補償保険

アフターケア手帳番号

アフターケア手帳

交 付

有効期限

氏 名

厚生労働省

